

|             |
|-------------|
| 会 議 記 録 用 紙 |
|-------------|

|             |   |        |                   |
|-------------|---|--------|-------------------|
| 会<br>議<br>名 | 平成 24 年度第 1 回西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会   |        |                   |
| 日<br>時      | 平成 24 年 5 月 28 日 (月)<br>18 時～21 時   | 場<br>所 | 西宮市役所 4 階 441 会議室 |
| 出<br>席<br>者 | 委 員：中川会長、黒木副会長、梶委員、川東委員、山形委員、茶谷委員、正阿彌委員   |        |                   |
|             | 事務局：田川市民局長、芝山市民総括室長、田中市民協働推進課長、   |        |                   |
|             | 安座間市民協働推進課係長、岡田市民協働推進課係長  |        |                   |
| 内<br>容      | <p>《式次第》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 局長挨拶</li> <li>3. 審議事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>議題① 傍聴に関する取扱いについて</li> <li>議題② 平成 24 年度の参画と協働の取組予定について</li> <li>議題③ 協働の取組の検証について               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 協働事業提案手続による協働事業の検証について</li> <li>(イ) 各局で実施している協働事業の検証について</li> </ul> </li> <li>議題④ 平成 23 年度の参画の取組の検証について               <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 政策提案手続の検証について</li> <li>(イ) 意見提出手続の検証について</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>4. その他</li> <li>5. 事務連絡</li> <li>6. 閉会</li> </ol> <p>(田中市民協働推進課長)</p> <p>本日はご多忙にもかかわらず、ご参集いただきましてありがとうございます。会議を始めます前に、この 4 月に組織変更があり、今まで総合企画局参画協働推進グループが所管しておりましたが、この 4 月より市民局の市民協働推進課に所管が移りましたことをご報告いたします。</p> <p>それではお手元にお配りしました次第に沿って進めてまいります。まず市民局長の田川よりご挨拶いたします。</p> <p>(田川市民局長)</p> <p>本日はお忙しいなか、当評価委員会にご出席いただきましてありがとうございます。いま申し上げますように、この 4 月に組織改正があり、市民局より経済部が分かれて産業文化局が</p> |        |                   |

新しく設立されました。この4月より当委員会の所管部局が市民局となりましたので引き続きよろしくお願いいたします。

また、西宮市では平成21年4月に全面施行しました西宮市参画と協働の推進に関する条例にもとづき、市が実施しました参画と協働の取り組みについては、第三者の観点から公平な立場で検証をしていただくということで、当評価委員会を設置しております。このような重要な役割を担っていただいております委員の皆さまにはあらためて感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日の議題はお手元の次第のとおり全部で4議題を予定しております。皆さまにおかれましては慎重なご審議をお願いいたしますとともに、本市の参画と協働のまちづくりにご協力いただきますよう重ねてお願いいたします。以上で、簡単ではございますが、評価委員会開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(田中市民協働推進課長)

議題に移ります前に4月の組織改正で所管部局の移動に伴う担当職員の変更についてご紹介いたします。改めまして市民局長の田川です。

(田川市民局長)

田川です。よろしくお願いいたします。

(田中市民協働推進課長)

市民総括室長の芝山でございます。

(芝山市民総括室長)

芝山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(田中市民協働推進課長)

私、市民協働推進課長の田中でございます。市民協働推進課係長の安座間です。

(安座間市民協働推進課係長)

安座間です。よろしくお願いいたします。

(田中市民協働推進課長)

同じく市民協働推進課係長の岡田でございます。

(岡田市民協働推進課係長)

岡田です。よろしくお願いいたします。

(田中市民協働推進課長)

それでは、西宮市参画と協働の推進に関する条例施行規則第10条第1項により、会長に進

行をお願いいたします。

(会長)

皆さん、ご無沙汰しております。今日もよろしくをお願いいたします。ただいまより審議に入ります。今日は議題がたくさんありますので、的確に進めていきたいと思えます。

議題1. 傍聴に関する取り扱いについてお諮りいたしますが、今日は傍聴のご希望はありますか。

(事務局)

ございません。

(会長)

分かりました。傍聴がないとのことですので次に移らせていただきます。議題の2. 平成24年度参画と協働の取り組み予定について事務局より説明願います。

(事務局)

議題2. 平成24年度参画と協働の取り組み予定について説明いたします。まず参画の取り組み予定ですが、平成24年度は3件のパブリックコメントを予定しています。内容については、資料にありますとおりです。なお1番目の第4次西宮市総合計画中間見直し策定業務については、参画手続の実施方法と実施時期が未定となっておりますが、確認したところによると平成25年度にパブリックコメントを実施する予定であるということでした。ですから、公表に際してはこの一覧から除外いたします。

続きまして、協働事業の取組予定ですが、平成24年度は98件を予定しています。内容は資料にあるとおりです。新規事業として3. 西宮市ロット＝エ＝ガロンヌ県及びアジャン市友好都市提携20周年記念事業がございます。なお参画と協働の取組予定については、本日の評価委員会で承認いただき、市のホームページ上で公開する予定となっております。説明は以上です。

(会長)

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はありますか。ないようですので、議題3. 協働の取組の検証について、(ア) 協働事業提案手続による協働事業の検証について事務局より説明願います。

(事務局)

(ア) 協働事業提案手続による協働事業の検証について

それでは、議題3の(ア) 協働事業提案手続による協働事業の検証について説明させていただきます。

協働事業につきましては、条例第15条に基づく協働事業提案手続による協働事業と、協働の取組予定でまとめております各局で実施している協働事業、こちらは約100事業ほどございま

すが、この2つに区分しまして、検証方法の案を提示させて頂きたいと考えております。

最初に協働事業提案手続による協働事業の検証方法案の説明をさせていただきます。

昨年度の第4回評価委員会におきまして、協働事業提案の検証方法についてご議論頂きました。ご意見としましては、協働事業の検証については、事業が成功したかどうかではなく、協働することの意味があったかどうかということについて評価をする必要があり、それを評価できる評価項目を明確にする必要がある、ということでした。

また、先進市において用いられている協働の5原則、6原則といったものが評価項目としても使用が可能であるのご意見を頂きました。

そこで、先進市の中でも、横浜市で用いられている「横浜コード」と呼ばれている協働の6原則が多くの中で用いられておりますので、こちらをベースにさせて頂きまして、別紙協働事業提案・評価票と、自己評価書の案を作成致しましたのでご覧ください。

まず始めに協働事業提案・評価票ですが、こちらは委員の皆様にご記入頂きまして、もう一方の自己評価書が提案者と市がそれぞれ記入するものとなります。

そして、評価方法としましては、主に提案者と市が記入するこちらの自己評価書の評価をもとに、評価票を作成して頂ければと考えております。

例えば、評価票をご覧くださいますと、(1) 対等関係の評価項目がありますが、この項目は、自己評価書では①②の評価が対応しておりまして、①は、協議は対等な立場で行うことができたかということについての評価で、②は、率直な意見交換のもとに、対等な立場で計画を作成し、事業を実施できたかについて、市と提案者が自己評価を行います。この自己評価を参考として(1)の評価項目の評価をして頂ければと考えております。

評価票の評価項目を1つずつ見て行きますと、(1)は対等関係とありまして、提案者と市が対等の関係で事業実施できているかという点について、1優れている、2適切である、3課題はあるが、ほぼ適切である、4不十分であり改善が必要である、といった評価をして頂ければと考えております。2番目は、自主性の尊重ということで、提案者、市相互の組織内部について干渉することはなかったか、についての評価項目です。以下、3番目は、自立の尊重ということで、提案者と市が自立した存在として事業を実施できたかどうか、4番目は、相互理解ということで、提案者と市がお互いを理解し、意思疎通が深まったかどうかについて、5番目は目的共有ということで、提案者と市が協働の目的を共有できたかどうかについて、6番目は公開ということで、提案者と市の関係が、ホームページや広報誌などで公開されていたかどうかについて評価して頂ければと考えております。

そして、(7)で上記6項目の総合評価として当該事業が協働事業としてふさわしいかどうかについて評価をして頂き、(8)で全体的な評価・講評を頂ければと考えております。

評価資料としましては、別紙協働事業報告書に加え、事業の決算書を資料に追加し、6月2日(土)実施の協働事業報告会に可能な限りご出席頂いた上で評価をお願いできればと考えております。

以上で説明を終わります。ご意見をお願い致します。

(会長)

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(黒木委員)

2番の自主性の尊重で、提案者、市相互に組織内部について干渉することはなかったか、という意味がよく分かりません。

(事務局)

市が提案者の組織に対して、この組織はどうなっているのかといった干渉をすることなく協働で事業をできるかどうかについての評価です。

(黒木委員)

こういう文言はここに必要でしょうか。③、④に関しては理解できるのですが、組織内部について干渉するかどうかという文言をここに入れなければならないのか疑問に思いました。

(会長)

組織内部に干渉してはいけません。あなたのところはどうか、あなたのところとは話できまへんなど言っただけではいけないということです。目の前で全権を持って対話して下さっている方を全面的に信頼しましょうということです。あなたでは話にならないから部長を出せとか、市長を出せとは言っただけではいけないわけです。それは逆も同じです。組織内自治を尊びましょうということです。

(茶谷委員)

いわゆる不干渉ですな。

(会長)

そうです。

(山形委員)

いまいち話が通じない場合はどうしたらよいでしょう。

(会長)

話が通じないのはその人の責任です。その人が、自分の組織のもう少し話の分かる人を連れてくるように努力したらいい。話がつかなければ何度も来てもらえばいいわけです。これはあえて書いておく必要があります。

ほかにご意見はありませんか。

(梶委員)

横浜コードをもとに自己評価書をつくられて、それに基づいて協働事業提案の評価書を作られたと思いますが、自己評価は自分のところで評価をしますので、評価することはできると思いますが、協働事業提案を評価委員が評価するとして、例えば、干渉することがなかったか、

意思疎通が深まったかということを外から評価することが可能なのか疑問です。なかなか報告書からは読み取れないと思います。もしこれを全部読み取るとすれば、会議録などすべて読んで評価しなければならないと思います。自己評価書はまあまあよいとしても、このままイコールで持ってくると評価しづらいというか、何を基準に評価するのが分かりません。

(会長)

それに対する対案は何かありますか。

(事務局)

こちらを提案する際には、おっしゃるようなご意見があると思います。評価については、自己評価書と協働事業の報告書と併せて提案者からの報告会でのご意見等でご判断いただくのができる限りのことだと考えます。

(会長)

協働事業報告書の次のページに市の意見がありますが、これをご覧になれば実際はどうかということを判定できると思います。協働事業報告書はまずNPOサイドが書いて、行政側の意見が最後に出るわけですね。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

市側の意見がNPOサイドに伝えられたかたちで最終的に出るのでしょうか。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

まったく効果がなかった、二度としたくないという答えが出たとしてもNPOは見ないといけないということですね。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

それはどうでしょうか。

(事務局)

そのあたりは率直に意見としてお返ししています。

(茶谷委員)

今のご意見はその通りだと思います。全件でかなりの事業数になりますが、すべてヒアリングしなければ本当に判断できるだろうかと危惧しています。どの辺で評価委員のわれわれが納得するか、その掘り下げをどこまでやるべきか、それを皆さんと共有しておく必要があると思います。報告書を見ただけで全員が同じ判断を下せるかどうかということもいささか問題があると思います。分担制にするのかということもまだ読めていませんが、その辺を私は危惧しています。本当のことをいえば、すべてヒアリングしなければならないと思います。それが一番公平だろうと思います。しかし、それは不可能に近い。ある程度のコンフリートは必要だろうという気がしないでもない。必ずしもとは言いませんが。

(会長)

98 の取組が予定されていますので、すべてをヒアリングすることは不可能だと思います。そうすると原局の意見がかなり大きくなると思います。原局の意見が出てから報告が出るのではなくて、NPO側の意見が書かれていて、それに原局の意見がくっついて出てくるのでしょうか。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

場合によっては、原局の意見を知らないまま、NPOが自分の報告を書くわけですね。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

私はその方がいいと思います。原局の意見は素直に、厳しめに書いてもらった方がいいと思います。それをもとにわれわれ判断したらいいと思います。98 件をわれわれ7人で分担するのも一つの方法ですが、そうすると主観のゆがみが出るかもしれません。

(事務局)

100 件の協働事業提案については、後ほど提案させていただこうと思っていました。100 件をすべて見ていただくことは難しいと考えております。100 件から何事業かを抽出していただいて評価していただくように提案しようと思っていましたが、いかがでしょうか。

(会長)

ただいまの提案についていかがでしょうか。どのように抽出されるのでしょうか。

(事務局)

これは一つの提案としてお聞きいただきたいのですが、予定一覧の3番、共催・実行委員会の協働事業について当評価委員会で評価していただきたいと考えています。評価の形態の種類としては、委託や補助助成等、共催・実行委員会と分けていますが、そのなかでも特に当評価委員会で評価していただくのに適しているのではないかとということで、共催・実行委員会をお願いできればと思っています。平成23年度は26事業ほどあり、そのなかから5事業程度を抜粋し、第2回評価委員会で評価していただきたいと考えています。

(会長)

今のご提案についていかがでしょうか。共催・実行委員会についてこの委員会で評価してほしいということです。

(会長)

評価する事業は委員会で抽出するのでしょうか。

(事務局)

事務局で抽出いたします。事業については、平成23年度参画と協働の取組予定一覧から抽出いたします。

(会長)

分かりました。その他ご意見はありますか。

(黒木委員)

いま抽出するのでしょうか。

(事務局)

いま抽出しても結構です。

(会長)

では平成23年度参画と協働の取組予定一覧から抽出します。

(茶谷委員)

事業によって財政的な支援の問題がからんでくると思いますが、金額的なことについてはどのように考えればよいのか教えてください。この資料だけでは金額も何も分かりませんので、どうやって判断したらよいのか頭を抱えているのですが。

(会長)

共催・実行委員会方式は、分担金や負担金を出して受け入れるということですね。

(事務局)

そういうかたちになると思います。予定表一覧だけで評価するのは難しいと思いますので、協働事業と近いかたちの資料の提供を求めていきたいと思っています。

(茶谷委員)

財政的なことについてわれわれが考える必要はないのですか。

(会長)

われわれは金銭面に踏み込むことはできません。協働が進んだからといってコストが下がったというところまではまだ来ていません。むしろイニシャルコストをかけなければならない状況だと思います。それをけちると今後、コストが上がる可能性もあると思います。これは財政改革ではありませんから。

(黒木委員)

26 件から 5 件を抽出するということですが、担当課に偏りがないようにすると、5 件というのは少ないと思います。事業別で 10 の担当局が関わっているので、やはりできれば各局 1 事業ずつが公平ではないでしょうか。

(会長)

今日ここで決めるのでしょうか。

(事務局)

可能な限り決められればと思っています。といいますのも、2 回目以降に協働事業の評価をしていただく予定にしていますので、よろしくお願いします。

(事務局)

協働事業の評価のあとにパブリックコメントの評価もお願いしたいと思っていますが、パブリックコメントが 14 件と多いため、おそらく今日 1 日では終わらないと思います。第 2 回に今日の残りパブリックコメントの検討と協働事業提案 6 件について検討いただき、第 3 回目に抽出した協働事業について評価するのであれば第 2 回目に選定していただいても結構です。

(会長)

それでは期限を決めて各委員からご意見をいただきたいと思っています。

(黒木委員)

例えば、健康増進課の中から一つ、社会教育の中から一つというようにすると、同じ課で重複しないと思いますので、できればそういう選び方をした方がよいと思います。

(茶谷委員)

1 部局に対して一つの評価がされるという仕組みの方がいいと思います。

(会長)

抜けている部局がないようにするということですね。そうすると市民局は一事業しかないの  
でこれで決まりとして、健康福祉局は5事業から一つというかたちにしてはどうでしょうか。

(事務局)

次年度以降の評価もありますので、幅を持たせた方がいいと思います。

(茶谷委員)

原局、各部局に対しても、来年からの評価をきちんとしないと駄目だぞというアピールにも  
なりますね。

(会長)

選び方については市民の直感が大事だと思いますので、委員の方全員にアンケートを出して  
もらってはどうか。件数上限は定めませんが、物理的な枠がありますので、可能な件  
数をその場で定めましょう。

(茶谷委員)

補助金等も評価の大きな要因になると思います。この資料だけではどのぐらい経費がかかっ  
ているのか、つまり行政がどれだけ補助をしているのか、どれだけ金を持ち出しているのか  
分かりませんので判断のしようがありません。

(正阿彌委員)

一つ質問があります。評価する事業に対して資料提供はあるのでしょうか。

(事務局)

はい、あります。

(正阿彌委員)

評価するにあたって、評価指標は決められているのでしょうか。

(事務局)

はい。先ほど提示いたしました条例の協働事業提案についての評価表案をお使いいただき  
たいのですがよろしいでしょうか。

(会長)

再度確認いたします。協働事業提案評価表案、協働事業報告書そして協働事業収支報告書  
を評価するわけです。予算規模もここで分かります。

(正阿彌委員)

分かりました。以前の評価委員会で、紙ベースの資料だけで判断するのは非常に難しいのでヒアリングという方法もあるのではないかという話も出たと思いますが。

(会長)

それについても先ほど審議して、不可能という答えが出ました。全部で 90 件ありますので、90 件すべてについてヒアリングをすることは無理です。

(正阿彌委員)

抽出した 10 件、もしくは 5 件についても行う予定はないということですか。

(会長)

それについてはまだ話し合っていないです。その次のステップとして補助事業と委託事業を外そうと。共催にあたる実行委員会方式に絞ってはどうかという案が出ましたので、それしかないですねということで、実行委員会の中身を見て、その中から選んでくださいというところまで話し合いました。

(正阿彌委員)

分かりました。ヒアリングやこれ以外の資料についてはまだ話し合われていないということですね。

(会長)

最終的に絞り込んだ事業についてヒアリングするかどうかはまだ議論していません。

(正阿彌委員)

分かりました。

(会長)

7 人の委員の意見をまとめて、重なるの多いところから抽出していく他ないと思います。

(茶谷委員)

笑い話として聞いてください。近所の方が協働事業をされることになったのですが、私に「あんた評価委員になつたらしいな。あんたにゴマすつとかんとあかん」という話をされました。それから、どこを基準に評価したらいいのか悩みだしたんです。

(会長)

それでは議題 3 (ア) (イ) について終了いたします。

次に議題 4. 平成 23 年度参画の取組の検証についてに移ります。説明いたします。

これは西宮市参画と協働の推進に関する条例施行規則第8条第1項第2号の規定に基づき、市の機関が行った参画の取組状況について検証するものです。まず今回は条例第8条の政策提案手続について、初めて市民の方から提案がありましたので、こちらを先に検証し、続いてパブリックコメントの検証に移ります。それでは政策提案手続の検証について事務局よりご説明願います。

(事務局)

追加で発送しました政策提案についての書類一式をご覧ください。平成24年2月1日に条例第8条第1項の規定に基づき、認知症支援対策の充実を目的として提案者を含む市民10人が連署した名簿を添付のうえ、政策提案を受け付けました。旧参画協働推進グループにおいて条例第8条第2項の規定に基づき、この提案が条例の第6条第1項第2号に規定する市政の基本的な計画等の策定及び変更に該当して、かつ連署した名簿についても提案者を含む10人すべてに住民登録があるということを確認のうえ、「政策提案該当可否決定通知書」を提案者に通知しました。

なお、条例第8条第3項の規定に基づき、当評価委員会立会いの下、担当課である高齢福祉グループおよび健康福祉計画グループと提案者との意見交換の場を設けることができる旨を提案書受付時に提案者に口頭で伝えましたが、希望しないという回答をその場で得ましたので意見交換会は設けていません。

その後、条例第8条第4項の規定に基づき、高齢福祉グループおよび健康福祉計画グループが連名で、提案にかかる政策の立案、実施を行う旨記載した「政策提案回答書」を提案者に通知しました。

また、条例第8条第5項の規定に基づく公表につきましては、西宮市ホームページへ「政策提案書」「政策提案該当可否決定通知書」「政策提案回答書」を掲載しており、提案内容を反映したものが「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」となっております。お渡しした資料は、提案内容を反映させたページのみを抜粋しております。提案を受け文言を追加した部分にマーキングしております。

説明は以上です。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますか。

(正阿彌委員)

条例を変更したことを提案者にフィードバックすると思いますが、それに対する反応はないのですか。私の考える政策提案はもっと大きなものだと思っていたのですが、これを見ると、対応の仕方がパブリックコメントとあまり変わらないような気がします。

(会長)

提案者にはまだフィードバックしていないのですね。

(事務局)

計画は発表されていますので、提案者さんは計画に反映されていることはご存じです。

(正阿彌委員)

それでいいという反応でしたか。

(事務局)

事業については、計画に基づいて担当課が進めることにはなります。

(正阿彌委員)

特にコメントはなかったのですか。

(事務局)

はい、ありませんでした。

(正阿彌委員)

連絡は取ったのですか。

(事務局)

連絡は取っておりますし、回答についても通知しております。今回の政策提案については、計画が出されるということを前提として提案者の方は考えておられましたので、パブリックコメントのようなかたちにはなっていますが、その中でこの部分については強く強調したいという意味で政策提案というかたちで出して来られたのだと思います。

(会長)

第6条第1項第1号から見ると、市の憲章、宣言等の策定及び変更、市政の基本的な計画等の策定及び変更、市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃、義務を課し、またはその権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃、市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業にかかる計画等の策定及び変更で、規則で定めるもの、前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるもの。以上のレベルになっています。総合計画、基本構想レベルの提案もあれば、実施計画レベルの提案もあります。パブリックコメントよりは確かに上位ですが、どちらかというとも基本戦略レベルの提案と計画レベルの提案と出てくると思います。今回の提案は、介護保険事業計画レベルの提案です。

ご意見、ご質問はございませんか。これの検証も必要だと思いますが、これはこれでよかったねと答えを出せばいいのでしょうか。

(事務局)

なにぶん初めての提案でしたので、条例第8条に規定する手続に誤りがないかということを確認して説明しました。

(会長)

誤りはないでしょう。これは信任すればいいですね。第1号が出たというのはヒットです。みんなが気楽に提案できる雰囲気をつくれればいいのではないのでしょうか。

(梶委員)

提案された要因については聞いておられますか。もっと提案してほしいと思っているならば、なぜ提案しようと思ったのかといったことを聞いたらいいと思います。

(事務局)

提案者の方は計画策定委員会を毎回傍聴されていたようです。日ごろ活動している自分たちが考えていることを計画に盛り込んでもらいたいために提案したということを聞いています。

(梶委員)

では、かなり意識の高い方でないとまだまだ敷居が高いということですか。

(事務局)

そうだと思います。

(会長)

これは第8条に基づく提案だと思いますが、10人以上の連署があったのですか。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

個人提案ではないのですね。

(事務局)

個人提案ではありません。

(会長)

ほかにご意見、ご質問はございませんか。ないようですので、これについては了解いたしました。

次に、議題4（イ）意見提出手続の検証について説明願います。

(事務局)

議題4の（イ）意見提出手続の検証について説明いたします。

平成23年度のパブリックコメントの実施件数は14件でした。条例の根拠別の内訳は、第6

条第1項第2号の「市政の基本的な計画等の策定及び変更」によるものが8件、第5号の「市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更」によるものが5件、第6号の「市の機関が必要と認める」ものが1件です。

実施した局別の内訳は、総合企画局が2件、市民局が2件、健康福祉局が4件、環境局が1件、都市局が1件、防災・安全局が1件、中央病院が1件、教育委員会が2件です。

次に個別の案件について説明いたします。なお、委員の皆様からのご意見・ご質問については、1件ずつ進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

1件目は、「西宮市立わかば園の建替えに伴う児童発達支援センター等施設整備事業基本構想（案）」についてです。これは、条例第6条第1項第5号及び施行規則第3条の規定によるもので、担当課は健康福祉局子育て企画グループです。

内容は、昭和42年に建築された肢体不自由児の通園施設である西宮市立わかば園について、施設の老朽化や耐震化等への対応に加え、療育を目的とした初診児や発達障害に関する相談などの新しいニーズへ対応できる施設として再整備するため、移転・建替えを行い、子どもの発達を支援する市の中核施設「児童発達支援センター」としての整備を進めることを目的として基本構想を策定するものです。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成23年9月26日から10月26日までの30日間で、概要版も作成しております。意見を出しやすい資料作成への配慮については、図やグラフをカラーで多数取り入れ、基本構想案をイメージしやすいように配慮しております。提出された意見数は、15人から32件で、このうち、意見を反映し修正した件数が2件、修正しなかった件数が4件、案件以外の意見が26件でした。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続ですが、基本構想（案）本編のP26～P27にありますとおり、学識経験者や市民団体代表者などで構成された「基本構想検討委員会」および庁内職員で構成された「基本構想検討会議」を設置し、そこで出された意見を基本構想に反映させております。

説明は以上です。

（会長）

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんか。

（黒木委員）

関係団体への説明を実施したとありますが、いつどのような団体に説明をしたかということが記載されていません。構想案は非常によく分かりやすく書かれていますし、意見に対する返事や修正等も分かりやすく、構想検討委員会の名簿もあり、委員会開催履歴も書かれていたのは非常に分かりやすかったと思います。関係団体への説明についての詳しく説明があるといいと思います。

（会長）

この場で各委員から意見をもらって、どのように評価をするべきなのか確認しましょう。

(黒木委員)

各部署に私たち委員の意見を伝えてくださっているのですよね。市民に分かりやすく、市民が意見を出しやすい案であって、市民が意見を出したときにそれに真摯に答えて、それがいかに修正されたかということが分かるようなパブリックコメントになっているかということの評価すると解釈してよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

参画の取組状況評価票の評価委員会のコメントだけが欲しいということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

それでは関係団体等への説明を実施しただけではなく、いつどのような団体に対して実施したのかを明確にしてほしいと関係部署に伝えてください。

(事務局)

分かりました。いつどのような団体に対して実施したのかについては、案の本編に載せた方がいいということでしょうか。

(黒木委員)

きちんと説明されていれば、パブリックコメント前の段階で意見交換がなされ、出された意見をもとに修正されて、意見が構想案に組み込まれていると思いますので、そうした過程を読み取りたいと思います。どのような団体の方に説明がなされたのかが分かると、その団体の方々の意見が反映された構想案なのだということが分かります。その裏付けをするためにも過程の分かる資料を付けていただければもっとよかったですと思います。

(事務局)

分かりました。

(会長)

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

(山形委員)

実際の資料はカラー印刷ですか。

(事務局)

はい。カラー印刷です。

(山形委員)

この構想案の中身は私たちが評価することではありませんね。

(黒木委員)

評価委員会は、この構想案が市民にとって分かりやすいか、意見を出しやすいものかどうかを評価する場です。

(正阿彌委員)

この構想案は分かりやすいと思います。

(川東委員)

私もこの資料は非常に見やすいと思います。

(黒木委員)

パブリックコメントの回答も見やすくてよかったです。

(梶委員)

スクーリングサポートセンターについて何も説明されていないのはおかしいと思います。わかば園とは担当部局が違うからなののでしょうか。

(事務局)

担当部局が違うということが理由となっているとは思いますが。

(梶委員)

スクーリングサポートセンターとわかば園を統括して児童発達支援センターができるわけですね。

(事務局)

そうです。

(梶委員)

わかば園のことはたくさん書いてあるのですが、スクーリングサポートセンターのことについてはほとんど記述がありません。スクーリングサポートセンターは教育委員会の管轄ですね。

(事務局)

そうです。教育委員会の管轄です。

(梶委員)

わかば園とスクーリングサポートセンターの二つがあってはじめて児童発達支援センターについてのパブリックコメントが出せると思いますので、そういう点では片手落ちになっています。

(会長)

西宮市スクーリングサポートセンターの部分も含めてのパブリックコメントであるべきではないか、という異議が出されたと入れておいてください。

(事務局)

ただいまのご意見、承りました。

(会長)

西宮市営住宅整備管理計画について事務局より説明ください。

(事務局)

2件目は、「西宮市営住宅整備・管理計画（案）」についてです。これは、条例第6条第1項第2号の規定によるもので、担当課は都市局住宅整備グループです。

内容は、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間として、本市における市営住宅の実情や需要等を把握した上で、市営住宅の役割を示し、効率的かつ効果的な整備・管理を推進することを目的として計画を策定するものです。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成23年9月26日から10月28日までの32日間で、概要版も作成しております。意見を出しやすい資料作成への配慮については、図やグラフ、表を多数取り入れ計画案をイメージしやすいように配慮しております。提出された意見数は、4人から9件で、このうち、意見を反映し修正した件数が0件、修正しなかった件数が9件でした。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続については、特にありません。

説明は以上です。

(会長)

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございますか。

(山形委員)

概要版は分かりやすいように見えて、実際は分かりにくいと思いました。後ろに概ね8,600戸、7,000戸という数が出ていますが、最初はどうしてこの数が出たのかが分かりませんでした。詳しい説明があってもいいと思いました。

(会長)

概要版自体がわかりにくいということですね。

(山形委員)

最初は表入りの概要版あってよかったと思ったのですが、よく見るとわかりにくいです。

(黒木委員)

この内容に関して興味、関心がないと資料を読もうという気にならないと思います。

(川東委員)

私はもうちょっと意見が出ると思っていたのですが。市内全体から見ると市営住宅のパーセンテージは低いですね。自分達の住まいから離れている人達は、気にしなかったのかもしれませんがね。

(正阿彌委員)

もしかしたら、説明会などを実施した方が具体的な意見が出たのではないかと思います。

(会長)

ある程度の関心がないと説明会をしても市民は出席しないと思います。

(川東委員)

意見が少ないところを見ると、市民の関心度が薄かったのだろうと思います。

(茶谷委員)

市民感覚でいうと、内容が大きすぎるんだと思います。問題が大きすぎて判断ができないわけです。

(川東委員)

市営住宅にお住まいの方と地域の自治会との問題が多いにもかかわらず、意見が出ないのはなぜか疑問です。

(茶谷委員)

事業そのもののボリュームと市民の生活で起きる問題とのボリュームとの落差がありすぎるので、意見の出しようがなかったのだと思います。

(川東委員)

今回この資料を読んで、なるほどと思うことがたくさんありました。それを市民は知らないんだと思います。

(会長)

市営住宅はどのような方のためにある住宅だということが何も書かれていません。入居基準でいうと所得制限があるはずでしょうし、中低所得者層を対象とした住居という目的があるのでしょうか、そういう方たちを対象とした住宅が果たしてきた役割等を書くべきです。市営住宅政策の位置づけが見えないのにパブリックコメントだ、意見を出せといわれても何も言いようがありません。

(川東委員)

地域で問題は起きています。

(会長)

税金を払っている市民の関心を喚起する工夫が抜けているように思います。周辺の景観とマッチするように建て替え計画をしてもいいと思います。そういったことを議論できる呼びかけになっていないと思います。客観的現状をそのまま出していますが、あまりにも素直すぎます。市民に関心を持ってもらおうという感じを受けません。

(梶委員)

8,600戸にしますという言葉が3回出てきます。現在の9,600戸から8,600戸にしますと書いてありますが、1,000戸減るのが多いのか少ないのか妥当なのかがまったく分かりません。パブリックコメントに寄せられた意見を見ると、現在、市営住宅に住んでおられる方がこんな住宅に住みたいという要望を出されたような状況のように思います。一般市民にとっては意見が出しにくいように思います。

(会長)

市営住宅政策の市全体に占める歴史的な役割と今日の位置づけ、将来の政策抱負といった3つを挙げてほしいと思います。例えば、Social includeの流れから行くと、高級住宅都市西宮とばかりは言ってられないと。中低所得者層の方も安心して住むことができる質の高い住宅に住むことができるまちを目指すのだというような政策抱負が書かれているべきだと思います。図やグラフ、表を多数取り入れるとありますが、概要版には図やグラフ、表はほとんどありません。本編の「西宮市営住宅整備・管理計画（案）」はしっかりした案だとは思いますが、概要版にもう少し工夫が必要だと思います。

(事務局)

3件目は、「生物多様性にしのみや戦略（仮称）」（素案）についてです。これは、条例第6条第1項第2号の規定によるもので、担当課は環境局環境学習推進グループです。内容は、豊かな自然に恵まれ多様な動植物が生態系を構成している本市において、近年、人間活動や開発による影響、地球温暖化による影響などによって豊かな自然や生物の多様性に及ぼす影響が懸念される事態が進行しているため、自然環境や生物多様性に関してこれまで実施してきた取組を体系的に整理し、市民、事業者、行政が共有できる基本指針を策定するものです。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成 23 年 11 月 25 日から 12 月 26 日までの 31 日間で、概要版も作成しております。意見を出しやすい資料作成への配慮については、写真やグラフをカラーで多用し計画案をイメージしやすいように配慮しております。提出された意見数は、7 人から 29 件でした。このうち、意見を反映し修正した件数が 7 件、修正しなかった件数が 22 件でした。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続ですが、市民、市内事業者、学識経験者、行政により構成される戦略策定協議会、同まちの部会、同山の部会、同海・川の部会を設置し、そこで出された意見を計画に反映させております。

説明は以上です。

(会長)

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(黒木委員)

何を言っているのかがさっぱり読み取れません。たくさんいろいろなことが書いてあるのですが、本当はどうしたいのかというところが分かりません。生物多様性地域戦略推進協議会と書いてありましたが、その会議の内容も分かりませんでした。そこが会議をされてこの案がつくられたのだらうと思いますが、会議の内容も書かれていなかったように思います。この資料でよく 7 件のコメントが寄せられたなと思います。意見を反映し、修正した件数が 7 件ということですが、7 件の内容が分かりませんでした。記述を追加しましたというところが 3 カ所ありましたが、3 カ所以外はどこなのかが分かりませんでした。読みづらい、興味を抱かせないものでした、

(会長)

所管課は環境学習都市推進課ですか。

(事務局)

このたびの組織改正で環境学習推進グループと環境都市推進グループが合体し、環境学習都市推進課となりました。

(会長)

この戦略は委員会をつくって作成されたのですか。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

誰がどういうプロセスでつくったのでしょうか。

(事務局)

戦略策定協議会ができました。委員は市民、市内事業者、学識経験者、行政により構成されていますが、本編ではそのことに触れていません。

(会長)

戦略を進めるのは協議会だということは分かりますが、この戦略そのものはいったい誰が、どのようなプロセスを経てつくったのが不明瞭です。生物多様性にしのみや戦略そのもののつくられ方が参画協働方式になっているのかどうかの記述がありません。

概要版は本編を短くするものでは有りあません。本編のエッセンスを抜き出したものが概要版ですので、もっと思い切って抜粋してもらった方がいいと思います。

では、次に進みます。

(事務局)

4件目は、「西宮市男女共同参画プラン中間見直し」（素案）についてです。これは、条例第6条第1項第2号の規定によるもので、担当課は総合企画局男女共同参画推進課です。内容は、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間としている「西宮市男女共同参画プラン」について、社会・経済の変化や各種法令及び制度の改正等を踏まえて、目標数値を5年目に設定し「必要に応じて見直しを行う」と定めていることから、このたび中間見直しを行うものです。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成23年12月19日から平成24年1月25日までの37日間で、概要版も作成しております。意見を出しやすい資料作成への配慮については、視覚的に理解しやすいよう図表を多用しわかりやすさの向上に努めております。提出された意見数は、68人から92件でした。このうち、意見を反映し修正した件数が21件、修正しなかった件数が22件、案件以外の意見が49件でした。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続ですが、市民意識調査の実施や、公募委員、学識経験者、団体推薦の委員で構成される男女共同参画懇話会を設置し、そこで出された意見を計画に反映させております。

説明は以上です。

(会長)

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(黒木委員)

懇話会の名簿は載っていますか。

(事務局)

載っていません。

(黒木委員)

懇話会のメンバーが載っていない、会議内容が載っていないとこの素案ができたプロセスが分かりません。関係団体への説明は実施していないというところに、懇話会や分科会での傍聴や個々の質問で対応したとありますが、何の懇話会で何の分科会なのかがこれではまったく分かりません。分かるように説明してほしいです。

内容に関しては、13 ページ、指標の設定に目標数値が出ていますが、数値決定の根拠がどこにも書かれていなかったように思います。数値達成に向けてどのような方策を練るのかという部分も書かれていないように思います。それなしにただ単に数値を書いて、それでこんなふうにしますと言ってもお題目のような感じだと思いますが、そのあたりはどのように考えたのかなと思いました。

(会長)

ほかにご意見はございませんか。

(梶委員)

概要版の 5 ページには、平成 17 年度の数値が出ていません。本編には載っていますので、概要版にも 17 年の表も載せるべきだと思います。都合が悪いのでわざと書かなかったのではないかと穿った見方をしてしまいました。これでは良くなったのか、悪くなったのかが分かりません。概要版の 2 ページ、計画の見直しの趣旨について、「DVに関する～策定しました」と書いてありますが、これは別立てで項目を起こして書くべきだと思います。

(会長)

ほかにご意見はございませんか。男女共同参画基本計画がどのようなプロセスを通じてつくられたのか、協働のプロセスを通じてつくられているはずなのにもかかわらず、その記述がまったくないのが不思議だという意見がありました。概要版に基準年次の 17 年度のデータが抜けているところが気になったと担当課に伝えてください。

(事務局)

承知しました。

(会長)

計画策定段階そのものが協働のプロセスなのですが、いざ計画書をつくとそんなことは全部飛ばしてしまいますね。男女共同参画審議会と庁内検討会議の両輪でつくってきたものから、どちらの名簿も載せるべきだと思います。

それでは次に進みます。

(事務局)

5 件目は、「西宮市交通安全計画（素案）」についてです。これは、条例第 6 条第 1 項第 2 号の規定によるもので、担当課は防災・安全局安全・安心対策グループです。内容は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を計画期間として、交通事故のない西宮を目指すために

本市が講ずべき陸上交通の安全に関する施策の大綱を定めたものです。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成 23 年 12 月 20 日から平成 24 年 1 月 31 日までの 42 日間で、概要版も作成しております。意見を出しやすい資料作成への配慮については、概要版および要約を作成することで本編のページ数を削減し、さらに意見提出の期間を比較的長めに設定しております。提出された意見数は、3 人から 28 件でした。このうち、意見を反映し修正した件数が 0 件、修正しなかった件数が 24 件、案件以外の意見が 4 件でした。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続については、特にありません。  
説明は以上です。

(会長)

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(黒木委員)

関係団体により説明を実施したということですが、実施内容が不明です。市民からの意見で、概要は分かりやすいが、本編は細かすぎて分かりにくいとありましたが、その通りだと思います。

(山形委員)

これについては交通安全推進協議会と幹事会の構成メンバーで活動内容を検討すると書いてありますが、構成メンバーについて説明してください。安全思想の普及徹底と書かれていますが、いま一番の問題は携帯電話ではないかと思います。自転車に乗りながら携帯電話を使うということを項目に入れなければならないと思います。

(茶谷委員)

国が重要視している自転車交通のモラル低下、モラルアップの視点がまるっきり欠落しているということが気になります。

(会長)

計画をつくったプロセスが不明です。この計画そのものがどのように参画と協働でつくられたのかまったく見えません。にもかかわらず要約の 1 ページ目に参画と協働による交通安全運動の推進という言葉が書かれている。そういう点で交通安全計画そのものの信頼性がものすごく低くなっています。抜けているところと言えば、AED についての記述。AED を使える人を増やして、交通事故で負傷していてもすぐに助けられる市民運動を起こしましょうとか、呼びかけ方は色々あると思うんです。

(正阿彌委員)

市民の生活に非常に密着した問題であるのにもかかわらず、パブリックコメントで出された意見数が少ないのが気になります。広報不足ではないかと思います。

(黒木委員)

関係団体に説明を実施したのであれば、その中でどのような意見が出たのかを載せてほしいと思います。

(会長)

ここでいう関係団体というのは交通安全協会ではなくて、町内会、自治会といったコミュニティだと思います。

(正阿彌委員)

そうであれば市民からの意見はもっと出てもいいと思います。

(茶谷委員)

向こう三軒両隣精神がなくなったからでしょう。

(会長)

交通安全の問題をもっと真剣に考えてくれと担当部局が言わないといけないといけません。目の前で交通事故が起こっても知らんぷりをするような地域をつくってしまうとえらいことになるということです。分野別、世代別、属性別と精密に書いてありますが、それを実際に協力するのは誰なのかという視点が伴っていません。

(川東委員)

安心、安全と書いてあるけれども、市民がゆだねていない、自分自身で守らなければならないという感覚でいるから意見も出ないのではないのでしょうか。

(会長)

個人防衛の世界ということですね。集団防衛といいますか、地域コミュニティで守りましょうという思想がない。非常に個人主義的な交通安全計画だということです。呼びかけてはいるけれども、こんな内容では絶対にみんな応じないですよ。全般的に計画が古臭いです。

(梶委員)

市のなかに交通安全対策の課があるということに驚きました。警察の仕事のような気がします。交通指導、取り締まりを推進すると書いてありますが、これは警察がすることではないのでしょうか。具体的に市が何をしているのかが書いていないので、よくわからない。

(会長)

交通警察は都道府県業務ですが、交通安全基盤整備は府も市もやります。

(川東委員)

例えば、ミラーを年間これだけ付けるといったことをしているのは分かりますが、ただ単に、守りましょう、気を付けましょうではなくて、具体的に実施したことをたくさん書いていただければ分かりやすいのですが。

(会長)

都道府県、県警察の責任分野と市の責任分野を整理したうえでそれを分かりやすく示して、なおかつ市はこれだけ頑張っているということを書いてください。

(事務局)

分かりました。

(会長)

お定まりの書き方ですね。20 数年前からずっと言い続けてきたことを書いているだけで、計画づくりから参画と協働だよというのがありません。

では次の説明してください。

(事務局)

6 件目は、「西宮市新病院基本構想（素案）」についてです。これは、条例第 6 条第 1 項第 5 号及び施行規則第 3 条の規定によるもので、担当課は中央病院経営企画グループです。内容は、長年にわたり赤字経営を続けてきた西宮市立中央病院は、収支改善と施設の老朽化に対する再整備が求められており、施設を移転新築するとともに、行政型経営から脱却して抜本的な経営改革を進めることを目的として基本構想を策定するものです。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成 23 年 12 月 22 日から平成 24 年 2 月 10 日までの 50 日間で、概要版も作成しております。意見を出しやすい資料作成への配慮については、イラスト等をカラーで用いた概要版を作成して内容が理解しやすくなるよう配慮し、さらに意見提出の期間を他のパブリックコメント案件よりも長めに設定しております。提出された意見数は、377 人から 863 件でした。このうち、意見を反映し修正した件数が 3 件、修正しなかった件数が 437 件、案件以外の意見が 423 件でした。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続ですが、医療や病院経営に関して精通している専門家で構成された移転整備等検討委員会を設置し、6 回開催した委員会の中で出された答申書を基本構想に反映させております。

説明は以上です。

(会長)

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(黒木委員)

検討委員会のメンバー、検討委員会の回数を書くべきだと思います。検討委員会の答申概要と書かれていますが、非常に都合のいいことばかり書いていて、都合の悪いところは削除して

いるような気がします。私は検討委員会の答申を取り寄せて読みましたので、意図的なものを感じてしまいます。

関係団体に説明を実施したということですが、どういう団体に対して何回説明したかということを書いてください。

(会長)

この文章のなかに検討委員会の内容が公開されていないので、序章でも結構ですので、検討委員会の検討経過および検討委員名簿を公開されてしかるべきだと思います。小手先でごまかすなということです。これはごまかしと受け取られかねません。重大な欠陥です。先ほどの男女共同参画どころではありません。そう受け取られやすい文章だからこそ公開するべきです。

(黒木委員)

答申の内容が本当にこの通りなのかということを確認したくなります。

(会長)

疑り深くなる気持ちを誘発する書き方になっています。本来は別紙に付けて、その前に分かりやすく解説をする。委員会の審議経過、委員名簿を出すべきだと思います。あるいは答申を受けて、市民病院建設計画ができた、検討書ができたという説明ならば、その基本構想をつくったメンバー、つくられた計画が出て来なければなりません。基本構想イコール検討委員会答申という構造になっているからです。そうですね。

(事務局)

はい。

(梶委員)

昨年、市の方が答申案を持ってこられて市民病院について意見を述べるタウンミーティングをしたのですが、ああいったことはここには入らないのでしょうか。名塩地区では病院なんてつくらなくてもいいと反対しています。うちは山口地域ですが、市民病院には行ったことがないから場所も分からない、三田市民病院に行った方が近いという地域ですので、関係ないわといった雰囲気もありました。その際に、かなりの覚悟を持ってやらないと黒字経営にはならないといった意見もかなり出たはずですが、そういった意見もまったくここに出てきていません。パブリックコメントだけで判断してしまうのは不十分だと思います。

(黒木委員)

検討委員会の委員さんが、答申の概要を見たら反対にびっくりされるのではないのでしょうか。マイナス意見もたくさん出ていたのに、そういう意見は排除して概要ができあがっています。いっそのこと答申概要を載せるべきではなかったのではないかと思います。これはひどいなと思います。

(梶委員)

反対や賛成はできないのでしょうか。病院はつくらなくてもいいという意見はパブリックコメントとしては出せるのですか。

(黒木委員)

そういう意見は出していると思います。

(梶委員)

病院をつくるという大前提のもとにパブリックコメントを実施したんですね。

(茶谷委員)

病院をつくる前提で話を進めているのだと理解しました。デメリットはあるはずなのに、そのデメリットについての記述がありません。それは建設すべきという前提が色濃く出ているので、建設について考えるべきなのかと一瞬錯覚を起こしました。本当は違いますよね。

(黒木委員)

でも、議会にかけても予算が付かなかつたらいくら答申が出ていても話は進まないと思います。

(川東委員)

建て替えるか、建て替えないかまだ決定していないと思っていましたが、これを見たら、ああ、こうなったんだと思いました。話を聞かされているわりには、途中がぼんと飛んでいるんです。

(黒木委員)

私は、これはあくまでも計画であって、計画に対して市民の声を聞いて、それが議会にかかって、予算が通るか通らないかということだと思っていました。

(梶委員)

建て替えますよとアピールをするための概要版のような印象を受けます。反対、賛成もなしと。もう遅いよと。つくりますよという既成事実をつくってしまうみたいな感じに思えます。

(茶谷委員)

行政側の方にお伺いしますが、この中央病院の建て替えについて言いづらい問題があるのかどうか、あるいはデメリットを表に出すとややこしくなるのか、そのあたりはどうでしょうか。これはここだけの話ですが。

(事務局)

病院を建てるとすれば、人件費の問題があることは答申でも言及されています。それと合わ

せて土地の問題もあります。パブリックコメントでも建て替えに反対という意見もたくさん寄せられました。

(会長)

この件については、ここで打ち切りたいと思います。政策のあるべき論まで踏み込むと時間がないので打ち切りたいと思います。

(正阿彌委員)

中央病院建て替えに関するパブリックコメントの件数がかなり多いと思います。これほどまで意見が多いこと、またその内容を見ると計画そのものから考える必要があると思います。

(黒木委員)

パブリックコメントの意見が多いのは、ある市議員の方がパブリックコメントに意見を寄せてほしいという運動をされていたためでもあると思います。

(会長)

パブリックコメントの意見が多い少ないというのは、ある程度の蓋然性があるとは思いますが、そればかりにとらわれると判断を誤る危険性があります。幼稚園の統廃合の際にも何千という意見が寄せられました。あれも運動があったわけです。数にとらわれてはいけないということです。パブリックコメントは市民ではない人でも意見することができます。極端なことをいえば、コピー&ペーストではりつけることもできます。そのあたりを精査する必要があります。

(正阿彌委員)

もちろんそれは分かりますが、いろいろなことを考え併せるとそういう部分もある可能性があると思わなければならないと思います。

(会長)

それはあるとは思いますが、それをこの委員会で評価するのは違うと思います。この委員会は参画と協働のやり方が適正かどうかを判断する場であって、その政策が正しいかどうかを判断する場ではありません。

(正阿彌委員)

政策が正しいかどうかではなく、パブリックコメントがいまままでの流れのなかで文言修正程度に使われていることが多かったけれども、数だけでは判断できないとしても、そこまでも考えるようなパブリックコメントであるといいと思います。

(会長)

それは担当部局の受け止め方です。こちらではそこまで勧告はできません。

(正阿彌委員)

勧告ではなく、一市民の意見としてこういう意見もあるのではないかと思います。

(会長)

数の問題については、精査しないと難しいということです。

では次の説明をしてください。

(事務局)

7件目は、「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画（素案）」についてです。これは、条例第6条第1項第2号の規定によるもので、担当課は健康福祉局健康福祉計画グループです。内容は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間として、平成27年における本市の高齢者介護のあるべき姿に向けた仕上げの計画として、また、平成27年以降の「地域包括ケア」の構築を見据えた新たな取り組みをスタートすることを目的としてこの計画として策定するものです。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成23年12月22日から平成24年1月23日までの32日間で、概要版も作成しております。意見を出しやすい資料作成への配慮については、計画書のページ数が多いため、概要版の作成において計画書の全体像がわかりやすくなるように配慮しております。提出された意見数は、12人から51件でした。このうち、意見を反映し修正した件数が6件、修正しなかった件数が30件、案件以外の意見が15件でした。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続ですが、公募市民、関係団体の代表者、事業者、学識経験者で構成された計画策定委員会や市民アンケートを実施し、計画案に反映させております。

説明は以上です。

(会長)

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(黒木委員)

「努めます」「進めます」「図ります」という文言が多くみられます。計画案を毎回出す必要があるのかなと思うような内容ですので、もう少し分かりやすくないかなと思います。努力しますという言葉は聞きたくありません。それと、計画策定委員会の委員名簿をつけてください。関係団体を明らかにしてください。概要版と本編の目次がリンクしていないのでわかりにくいという意見がありましたが、同感です。ほかの計画案は本編と概要版の目次が一緒で見やすかったのですが、これは探すのに手間取りました。

(会長)

どうやらすべての計画に関して作成計画の記述が飛んでしまっています。住民の参画と協働

ができていのかどうかあまり意識されていないという傾向が出ています。策定経過および策定にあたった委員の名簿は出すべきだと思います。欠落があります。

(黒木委員)

文章を簡潔にして市民に分かりやすく説明しようという意識が健康福祉局にはないと思います。同じことが何回も何回も書いてあって、しつこく感じます。市民に読んでもらうためには枚数を減らさなければなりません。以前にも同じことを申し上げたと思います。文章を簡潔にして、ポイントをおさえた素案づくりに努めてください。障害福祉計画の本編にも同じことがいえます。市民が手にとって読もうと思わなければ意味がありません。

(会長)

男女共同参画や環境局以外の計画にはほとんど数値目標がありません。数値目標がない計画は時代遅れだと思います。そうしないと進行管理の評価もできません。数値目標がないにもかかわらず進行管理します、評価しますという記述があちこちに見られます。目標数値もないのにどのように評価するのかと。皆さんよく頑張っておられます、目標は達成できなかったけれども努力は認めますという評価で終わるのでしょうか。もう少し踏み込んでいただく時期に来ていると思います。

(山形委員)

61 ページにNPOボランティア活動の促進ということで、NPO活動への支援が掲げてあります。NPOやボランティア団体等の拠点である市民交流センターにおいて、貸室の利用及びNPO等団体の活動の支援業務を行います、とありますが行っていますか。また、NPO等団体と行政との協働会議を通じてNPO等団体と市の関係づくりに努めるとともに、NPOフェスティバル等の啓発事業やNPO等団体のホームページ掲載など、市内で活動する団体同士の相互交流や住民への活動周知の機会拡充を図っていきま書かれています、健康福祉計画課は協働会議に出席されていません。行政がNPOを支援していると書かれています、実際に活動支援を行っているのか疑問です。

(会長)

「支援していきます」と書かれていますので、今後、行うということではないでしょうか。事務局より福祉局に事実関係を確認して、発言のあった委員に回答してください。

次の説明してください。

(事務局)

8件目は、「西宮市障害福祉推進計画（素案）」についてです。これは、条例第6条第1項第2号の規定によるもので、担当課は健康福祉局健康福祉計画グループです。内容は、平成24年度から平成29年度までの6年間を計画期間として、これまで取り組んできた「障害のある人もない人も地域とともに支え合い、ともに暮らす共生のまち」の実現をめざすため、障害のある人の地域における自立と社会参加の支援等の取り組みを継続・発展させるものとして、

障害福祉施策の基本的な方向性を示す計画を策定するものです。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成 23 年 12 月 22 日から平成 24 年 1 月 23 日までの 32 日間で、概要版も作成しております。意見を出しやすい資料作成への配慮については、計画書のページ数が多いため、概要版の作成において計画書の全体像がわかりやすくなるように配慮しております。提出された意見数は、13 人から 52 件でした。このうち、意見を反映し修正した件数が 3 件、修正しなかった件数が 34 件、案件以外の意見が 15 件でした。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続ですが、公募市民、関係機関・団体の代表者、事業者、学識経験者で構成された計画策定委員会や市民アンケートを実施し、計画案に反映させております。

説明は以上です。

(会長)

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(茶谷委員)

計画の数値目標が 121 ページから 3 ページほど載っていますが、数値にまったく根拠がないように思います。根拠について記述はありませんか。

(事務局)

ありません。

(茶谷委員)

もっともらしい数字が出ていますが、まったく根拠がありません。

(会長)

ほかにご意見はございませんか。

(川東委員)

どこを見ても同じパターンです。最初と最後だけは見ようかなと思いましたが、ほかは枠もレイアウトも同じパターンなので、ページをめくると自分がどこを読んでいたのか分からなくなってしまいます。これだけ字が書いてあって、ボリュームがあると市民は読まないと思います。これだけ書いても内容が分かりません。

(梶委員)

達成できたこと、できなかったことがメリハリ付けて書かれていないので、読んでいても伝わってきません。結局、何だったのか分かりません。

(黒木委員)

ただ、市民からの意見に対して「今後の参考とする」とか、「意見をうけて修正した」という点に関しては分かりやすかったと思います。回答の分類とか作成はよかったです。

(川東委員)

最初と最後はいいのですが、真ん中がよくありません。読みにくく、どこをどうするのかということが伝わってきません。本編が読みにくいです。

(黒木委員)

「充実を図ります」「実行を図ります」という文言ばかりなので、それはいったい何なのか疑問です。

(川東委員)

今年の重点目標はこれだということを書いてくださると読みやすいのですが、それが見当たりません。総花的な感じを受けます。

(正阿彌委員)

「努めます」といった書き方は古く、ひと昔前の計画のように思えます。

(川東委員)

以前の計画も同じような書き方だったと思います。

(黒木委員)

やることを具体的に書いてほしいと思います。

(川東委員)

取り組んでいるようで取り組んでいないと思います。

(会長)

これは行政文書の常であって、言い切ってしまうと公約したことになってしまいますので、市民文化の反映でもあるわけですから、そのあたりは配慮していただきたいと思います。「今後検討を加えていきます」とあるときは、やる方向で計画を前もってつくる努力をしていきますという意味です。「善処します」とあれば、すぐにやりますということです。「行います」というときは着手するという事です。一番煙幕をはる回答は、「今後、検討するかどうかも含めて検討課題としてまいります」という表現でしょう。政治文書の性格がありますので、その点を考慮ください。

(正阿彌委員)

言葉尻をとらえる市民がいることは事実だとは思いますが、計画をつくる段階で、参画、協働を意識していれば、それを擁護するような市民が出てくることは事実だと思います。参画協

働ができていないからこそ表現で逃げてしまうのではないのでしょうか。

(黒木委員)

障がい者団体の各団体から委員として出られたと思いますが、その方々がこの計画を見て何もおっしゃらなかったということが不思議です。これをもって市民の理解を得られる策定委員さんたちが考えられたのかと。これも策定委員名簿がありませんので、付けてください。

(会長)

国際連合の基本的な約束として人権や福祉に関することへの当事者参加は原則として承認されているので、それだけであればユーザー側の主張ばかりになりますので、タックスペイヤー側の市民も入れなければなりません。例えば、市営住宅にしても、市営住宅に入居する一番近い団体の方の意見も聞くべきですが、税金を負担する側の意見も聞くべきです。市民がその議論に参加しないで、行政にすべて押しつけるという構造は改めるべきです。そういう意味で参画と協働が必要です。

(正阿彌委員)

意見聴取型にしない場合、かなり理解した市民が増えるので、断定を避けた表現にならない傾向になるのではないかと思います。

(会長)

役所の味方をするわけではないですが、抽象的で逃げのある文章をつくる場合は、必ずその前に攻撃された経過があるはずで。そういうことがあるので、だんだんとあいまいな表現になるわけです。それを含めて市民が責任を取るべきだと思います。

(川東委員)

61 ページの難病患者の支援について、西宮市指定の難病と国指定の難病は違いますが、この記述は西宮市と全国を区別せずに行っていますので区別して書いてください。難病指定でありながら、難病で苦しんでいるときに申し込まなければならないのですが、苦しんでいるときに申し込むことは難しい。難病支援をするならば、そのあたりについても書いてほしいと思います。

(会長)

では次の説明してください。

(事務局)

9 件目は、「第 2 次西宮市産業振興計画」(素案)についてです。これは、条例第 6 条第 1 項第 2 号の規定によるもので、担当課は市民局産業振興グループです。内容は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間を計画期間として、商業、工業等の産業分野における本市の政策の基本的な理念を示すとともに、展開する施策・事業の具体的な方向性を明らかにすること

を目的としてこの計画を策定するものです。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成 24 年 1 月 4 日から 2 月 3 日までの 30 日間で、概要版も作成しております。意見を出しやすい資料作成への配慮については、図やグラフを挿入して見やすくし、計画案をイメージしやすいように配慮しております。提出された意見数は、5 人から 14 件でした。このうち、意見を反映し修正した件数が 1 件、修正しなかった件数が 13 件でした。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続ですが、公募委員、市内事業者、学識経験者、行政から構成される計画策定委員会において出された意見を計画案に反映させております。

説明は以上です。

(会長)

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(黒木委員)

計画策定委員会の名簿がありません。関係団体の説明を実施したということですが、その関係団体を明らかにしてください。

(会長)

現状数値、目標数値、想定数値は書いてあるべきだと思います。そういうことも含めてパブリックコメントの反応が変わってくると思います。

(山形委員)

25 ページにあるようにこれまで行ってきた総括が書かれていると、次の計画の参考になっていいと思います。

(会長)

総括があるということは評価されるということですね。

(茶谷委員)

西宮の産業に対する評価が低いような気がします。そのあたりの記述が弱いと思います。西宮市は非常に特性のある市ですので、特性を生かしたところに特化した記述と評価をすべきだと思います。

(梶委員)

西宮独自の産業、例えば、酒類、スイーツ関係、また産官学共同をもっと前面に出してもいいと思います。羅列されているだけなので、こういうことを頑張りたい、こういうことを目標としていきたいということを大きく書いて、羅列することは小さく書くようにしてはどうでしょうか。西宮市は文教住宅都市ですが、産業もこれだけあるということを記述すればもう少し違った意見が出てくるのではないかと思います。

(茶谷委員)

産官学共同とはいうけれども、具体的にそれをどう進めるのかということが書かれていません。

(会長)

ただいまのご意見を担当課に伝えてください。

(正阿彌委員)

推進組織とありますが、誰が推進するのでしょうか。

(会長)

「誰が」という推進主体が書かれていない。参画協働のプロセスが書かれていない。目標数値を入れるべきである。産業振興計画自体に関わって、目指すべき西宮市の産業の未来像が見えない。現状分析からワンステップぐらいのことは書いてあるが、5年、10年先どうなる、どう変えていくというビジョンがないという意見が出ました。

では、次の説明してください。

(事務局)

10件目は、「平成24年度西宮市食品衛生監視指導計画(案)」についてです。これは、条例第6条第1項第6号の規定によるもので、担当課は健康福祉局食品衛生グループです。内容は、食品等の生産や製造から販売までの実態、食中毒等食品衛生上の危害発生状況及び本市の特性を考慮し、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施することにより、市民の食の安全安心を確保することを目的としてこの計画を策定するものです。

次に、パブリックコメントの実施状況ですが、意見提出期間は平成24年1月26日から2月27日までの32日間で、概要版も作成しております。意見を出しやすい資料作成への配慮については、巻末に用語集を掲載して専門用語の解説に努めております。提出された意見数は、3人から9件でした。このうち、意見を反映し修正した件数が1件、修正しなかった件数が8件でした。

最後に、パブリックコメント以外の参画手続については、特にありません。

説明は以上です。

(会長)

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(黒木委員)

「意見を反映し、修正した件数1件」とありますが、どこを修正したのか、どの意見を入れて修正したのかが分かりませんでした。

(山形委員)

5ページに書かれています。

(黒木委員)

分かりました。

(会長)

この計画の策定主体はどこですか。西宮市は中核市ですから、保健所の設置市ですね。

(事務局)

そうです。

(会長)

食品を検査する権限を持っているわけですから、それに関する計画ですね。

(事務局)

そうです。

(会長)

どういう方々と一緒につくった計画でしょうか。

(山形委員)

こういう計画は毎年つくるのでしょうか。

(会長)

1年ごとにつくります。

(山形委員)

1年ごとに内容は変わるのでしょうか。

(茶谷委員)

伝染病も変わりますし、それに対する対応を変えなければなりません。この種の計画については、産業界が参画していないという欠落部分があります。本当はそれが一番大事なんです。そこでものををつくる、食品をつくるわけですから。その製造者の意見を反映する、しないではなくて、その方たちの意見を聴取する場が必要なわけです。それが欠落しています。

(会長)

産業界は監視される側であるということですね。監視される側にも言い分があるだろうから

参画すべきだということですね。

(茶谷委員)

そうです。一方的にこれやれ、あれやれというのは違うよということです。

(会長)

それはそうですね。例えば、交通安全の計画をつくるときには自動車教習所にも参画していただきますから、食品安全についても同様であるということですね。

(茶谷委員)

それは常に感じていることです。参画してもらおう努力をしてほしいと思います。

(会長)

食品監視指導計画は法定計画であることは十分了解しているわけですが、これに関しても参画と協働の手法をどのようにすれば応用できるのか工夫してほしいと思います。消費者団体を入れるべきだと思います。産業界では商工会議所。食品衛生に関する労働組合があれば、そこにも入ってもらわなければなりません。取り締まられる側を入れてどうするのかという言い方もあるだろうけれども、それは交通安全の世界では取り締まられる側も入っているわけです。取り締まられる側への啓発も必要なわけです。

(会長)

そういうことを担当課にお伝えください。立ち入り検査にしても、抜き打ちの検査ばかりではありません。予告して検査することが普通ですから、そのときだけはきれいにするわけですが、きれいにするということが訓練づけることも目的なわけです。これは業界指導です。本当にここは悪質で言うことをきかないという場合は、抜き打ちで検査します。検査される側の協力が大事です。性悪説ではなく、性善説でした方がレベルは上がります。

(茶谷委員)

産業界としても事前告知があるのはうれしいことです。それを機会にもう一度見直しができますから、ありがたいわけです。

(会長)

皆さまのご協力によりノルマを終えることができました。本日の協議結果を踏まえて、第2回の評価委員会までに再度整理いただくということでいいでしょうか。

(事務局)

はい。

(会長)

よろしくお願いします。それでは4番のその他について説明ください。事務局より何かございますか。

(事務局)

第2回目以降の進め方ですが、第2回目は今日の残りの11番から14番までのパブリックコメントの検証と、協働事業提案にもとづく協働事業が6件ありましたので、その検証をお願いしたいと思います。

(会長)

次回はいつごろになりますか。

(事務局)

次回は7月13日の午後6時からお願いします。場所については、あらためてご連絡させていただきます。

(終了)